

# 重要事項説明書

社会医療法人 青洲会

青洲の里

訪問リハビリテーション

## 《訪問リハビリ重要事項説明書》

### 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

**電話** 090-5483-9476

**営業時間** 平日：午前8時30分～午後5時30分  
土曜：午前8時30分～午後12時30分

**サービス提供時間** 平日：午前9時00分～午後5時00分  
土曜：午前9時00分～午後12時00分

**担当** 池松 恭平

※ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

### 2. 青洲の里訪問リハビリテーションの概要

#### (1) 提供できるサービス内容

- 1、心身機能評価と機能訓練
- 2、日常生活活動動作やその関連動作の助言・指導・支援
- 3、活動的な生活を目指したリハビリ
- 4、転倒予防指導
- 5、家族・介護者（ヘルパーも含む）への介助方法の指導
- 6、介護負担の軽減、介助や介護が安全に行えるための工夫
- 7、住宅改造の助言
- 8、補装具等の利用助言
- 9、利用者、介護者への精神的支援
- 10、通所サービス等の利用への助言（社会性・人と交わる）
- 11、在宅支援スタッフとの協業と連携

#### (2) サービス提供可能な地域

事業所名	青洲の里訪問リハビリテーション
所在地	粕屋郡粕屋町長者原西 3-13-1
介護保険指定番号	4050480138
サービスを提供する地域	粕屋町・志免町・須恵町・宇美町・久山町・篠栗町 東区（青葉、八田、多々良、多の津）地区 博多区（吉塚）地区

上記地域以外の方でもご希望の方はご相談に応じますが、交通費は実費となる可能性もあります。

(3) 同事業所の職員体制

理学療法士 2名 配置しています。

作業療法士 2名 配置しています。

言語聴覚士 1名 配置しています。

(4) サービス提供時間帯

\* 営業日は月曜から土曜日

\* 時間帯は平日 9:00~17:00 土曜 9:00~12:00

① 休業日は日・祝日

12月30日~1月3日は休業となります

3. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、自己負担額は原則として基本料金（料金表）の1割（2又は3割の場合もあり）です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、全額自己負担となります。お支払いいただく料金の単価は別紙の通りです。

(2) その他

毎月、月初めまでに前月分の請求をいたしますので、月末までにお支払いください。

お支払いいただきますと、領収書を発行します。

お支払い方法は、訪問した職員にお渡しいただくか銀行振込、窓口への持参のいずれかをお願いいたします。

4. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。職員がお伺いいたします。

契約時に打ち合わせを行い、計画書を作成し、サービスの提供を開始します。

\* 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

医師の指示書が必要ですので、かかりつけの医師にご依頼ください。

かかりつけの医師がわからない場合はお尋ねください。

(2) サービスの終了について

① 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスを終了する場合は、事業所に通知することにより解約する事ができます。

## ②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ・利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）認定された場合
- ・利用者が死亡した場合

## ③その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって直ちにサービスを終了する事ができます。
- ・利用者のサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう事業者から催告を受けたにもかかわらず、7日以内に支払われない場合、利用者またはそのご家族が、事業者やサービス従事者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、直ちにサービスを終了させていただく場合がございます。
- ・サービス利用にあたっての禁止事項に該当すると判断した場合は、直ちにサービスを終了させていただく場合がございます。

## (3) サービス利用に際してのお願い

- ①お茶やお菓子など、お心付け等は一切不要です。
- ②訪問の際はペットをゲージに入れる、リードにつなぐ等配慮をお願いします。
- ③見守りカメラの設置、職員の写真を撮影する場合、個人情報保護法に順じて事前に事業所の同意を受けてください。
- ④ハラスメント行為等により、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合はサービス中止や契約を解除することもあります。
- ⑤訪問中の喫煙はご遠慮下さい。

## (4) サービス利用にあたっての禁止事項について

- ①事業者の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為。
- ②パワーハラスメント・セクシャルハラスメント等の行為。(福岡県：なくそう介護サービス提供に対するハラスメント参照)
- ③サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。

## 5. 当事業所のサービスの特徴

## 運営の方針

青洲の里訪問リハビリテーションは、地域の方々が要介護状態となった場合においても、その方々が可能な限り住み慣れた場所で、有する能力に応じ自立した生活と心豊かに暮らせるよう理学療法、作業療法その他必要な指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とします。また、その運営にあたり、地域の結びつきを重視した他のサービス事業所との密接な連携に努めます。

## 6. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅支援事業者等へ連絡をいたします。

## 7. サービス内容に関する苦情

### ①相談、要望、苦情等の窓口

訪問リハビリに関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお申し出ください。お申し出後直ちに従業員全体で検討し、回答、説明などさせていただきます。

☆ 青洲の里訪問リハビリテーション ☆

苦情相談担当者 池松 恭平

電話番号 : 090-5483-9476

(受付時間 : 月～金曜日 8:30～17:30)

### ②その他

区市町村の相談、苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

各市町村役場の介護保険課

粕屋町役場 938-2311 須恵町役場 932-1151

志免町役場 935-1001 篠栗町役場 947-1111

久山町役場 976-1111 福岡市東区 631-2131

その他 福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険室 642-7859

## 8. 事故発生時の対応

サービスを行っている最中、転倒転落、その他の人身事故がおこった場合、速やかに適切な処置を行い、ご家族、市町村、保険者及び当事業所管理者、担当居宅支援事業所に報告します。また、必要時は契約書第12条に則り賠償いたします。

## 9. その他

## 情報の公開

事業所は事業所希望される方に対し事業計画または収支計画を閲覧することができます。

## 職務内容

### (ア)管理者の責務

管理者は、従業者の管理および指定訪問リハビリ・介護予防訪問リハビリの申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

管理者は従業者に規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

### (イ)従業者の職務内容

理学療法士、作業療法士等

- 1、心身機能評価と機能訓練
- 2、日常生活活動動作やその関連動作の助言・指導・支援
- 3、活動的な生活を目指したリハビリ
- 4、転倒予防指導
- 5、家族・介護者（ヘルパーも含む）への介助方法の指導
- 6、介護負担の軽減、介助や介護が安全に行えるための工夫
- 7、住宅改造の助言
- 8、補装具等の利用助言
- 9、利用者、介護者への精神的支援
- 10、通所サービス等の利用への助言（社会性・人と交わる）
- 11、在宅支援スタッフとの協業と連携

前記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。